

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月及び同年5月
② 昭和36年8月から44年3月まで
③ 昭和48年10月

私は、A市において、昭和35年から1年間ほど事業所に勤務し、その後、36年8月ごろまで別の事業所で勤務していた。また、36年8月ごろから、B市の事業所において2、3か月ほど勤務し、同年秋ごろから39年夏ごろまでは刑務所に入所していた。同刑務所を出た後は、C市において、44年3月まで3事業所で勤務していた。

申立期間①及び申立期間②のうち事業所に勤務していた期間については、事業主が国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間②のうち刑務所に入所していた期間については、法定免除されているはずである。

さらに、私は、昭和39年12月に結婚したが、当時、元妻がD町（現在は、C市）で国民健康保険の加入手続及び母子手帳の交付手続と共に、国民年金の加入手続も行い、国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間③については、昭和48年11月に会社を設立するまでは国民年金保険料を納付し続けていたはずであるので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②のうち申立人が事業所で勤務していたとする期間について、申立人又は事業所の事業主が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、申立期間①及び②のうち昭和36年8月から39年9月まではB市に、申立期間②のうち同年10月から44年3月まではC市以外の町に住所を有していることから、申立人が勤務していたとするA市及びC市においては、国民年金の加入手続を行うことはできない上、申立人が勤務していたとするB市の事業所については、既に事業所は廃業し、当時の事業主も他界しており、残りの5事業所についても、申立人は従業員として確認できないとの回答、又は当時の事業主の連絡先が不明等のため、申立人の国民年金保険料の納付状況についての関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、昭和39年12月の婚姻後、元妻がD町で国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の加入手続も行い、国民年金保険料の納付をしていたとも主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年4月ごろにE町（現在は、C市）において夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間①及び②の大部分は、時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間①及び②について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いほか、申立人の元妻についても、記録上、申立人及びその元妻が国民年金保険料の納付を開始している44年4月より前の期間については未納となっている。

加えて、申立期間②当時の申立人の国民健康保険の加入状況についてC市に確認したところ、当時の資料は残っておらず、国民健康保険の加入状況は確認できなかった。

その上、申立人は、申立期間②のうち申立人が刑務所に入所していた期間について、当初は法定免除されているはずであると主張していたが、その後、自ら免除申請手続を行ったとするなど、申立内容に曖昧な点^{あいまい}がみられる上、制度上、収容者は法定免除の適用要件に該当せず、刑務所に照会した結果においても、申立人が収容されていたことは確認できたものの、申立人に係る資料は残っておらず、免除申請手続の状況は確認できなかった。

このほか、申立期間①及び②について、国民年金保険料の納付又は保険料の免除申請を行っていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間③については、昭和48年1月から同年9月までの期間及び同年11月から58年9月までの期間の厚生年金保険加入期間に挟まれた期間であるにもかかわらず、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳（昭和48年度に更新、作成された旧台帳）によると、48年1月4日に国民年金被保険者の資格を喪失し、申立期間③を含む48年3月から同年11月までの国民年金保険料について同年12月に還付処理がなされているが、本来、申立期間③は国民年金の強制加入期間であることから、納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和23年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち昭和23年5月から同年7月までの標準報酬月額を1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月30日から25年12月1日まで

私はA社（現在は、B社）C工場に勤務し、戦後、A社D営業所開設に伴い転勤した。社名が変わっても継続して定年まで勤務していた。同社D営業所における厚生年金保険の加入期間が1か月というのはいないのので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A社D営業所は昭和23年5月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録され、申立人も同日において厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

しかしながら、B社が保管している人事記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社D営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人を含む被保険者6人全員について昭和23年8月1日施行の「厚生年金保険法の一部の改正」に伴う標準報酬月額改正が行われた記載内容が確認できる。当該標準報酬月額の改正については、当時E県から発行された「E県社会保険通報」によると、報酬月額算定基礎届提出について「八月上旬險第五三二八號を以て八月一五日迄に提出されるよう通知」と記載されていることから、事業主は通知が発せられた8月に、同社の従業員について報酬月額算定基礎届を提出したものと考えられることから、同社が

昭和 23 年 5 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする合理的理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 23 年 8 月 1 日までは A 社 D 営業所における厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間のうち、昭和 23 年 5 月から 7 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 23 年 8 月から 25 年 11 月までについては、社会保険事務所が保管する A 社 D 営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人も含め 23 年 8 月 1 日以降に標準報酬月額の随時改定が行われた記載は見当たらない。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないため、A 社 D 営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者に照会を試みたものの、連絡先が不明なため当時の事情を聞くことができなかった。

加えて、申立人は昭和 25 年 12 月 1 日に A 社 F 営業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人は同社 D 営業所が閉鎖されてすぐに同社 F 営業所に異動したと供述しており、同社 F 営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者に照会を試みたものの、連絡先が不明なため申立人の申立期間に係る勤務実態について確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間のうち昭和 23 年 8 月 1 日から 25 年 12 月 1 日における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和 23 年 8 月 1 日から 25 年 12 月 1 日に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から同年6月1日まで

ねんきん特別便により厚生年金保険期間に空白があることを知った。私は、大学卒業後の昭和34年4月1日にA社D支店に入社し、37年4月1日に同社C支店に転勤したが同社に継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社C支店の年金台帳、B社から提出された退職証明書、同社への照会結果及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店の年金台帳及び昭和37年6月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社から「確認できる関連資料等はないが、事務上の手続に過誤があったと思う。」と回答している上、申立人と同時期にA社の他支店等から同社C支店に異動した12人に申立人と同様の事象が見受けられ、当該異動に係る届出が適切に行われたとは考え難いことから、事業主が昭和37年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 763

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
昭和 31 年から、洋服の仕立業をしていた姉のところに住み込みで働いて、36 年 4 月から結婚するまでの国民年金保険料を亡くなった姉が集金人に納付していた。結婚してからは、妻が納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の姉又はその妻が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の姉は他界している上、婚姻後に申立人の保険料を納付していたとするその妻に聴取しても、保険料の納付方法等についての具体的な記憶は無いことから、保険料の納付方法等が不明である。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳は昭和 41 年 6 月 1 日に発行されており、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断すると、当該記号番号は、婚姻後の同年 6 月ごろに払い出されたと見られるが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から53年3月までの期間、平成元年12月から7年12月までの期間及び8年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から53年3月まで
② 平成元年12月から7年12月まで
③ 平成8年7月

国民年金保険料については、夫婦二人分をずっと口座振替によって納付していたので、申立期間②及び③は妻が納付済みとなっているのに、私の分が未納とされているのは不自然である。申立期間①についても、結婚前ではあるが既に商売をしていたので、口座振替で納付していた。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年5月に払い出されているが、その時点では、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続の時期や場所等についての記憶も明確でなく、申立期間①について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料は口座振替により納付していたと主張しているが、市において保険料の口座振替が開始されたのは昭和51年10月以降であるとみられることから、申立期間①の大部分について、口座振替による保険料納付はできず、申立内容に不合理な点がみられる。

申立期間②及び③について、申立人は口座振替により夫婦二人分の国民年

金保険料を納付していたと主張しているが、申立人から提出された申立人名義の銀行口座の預金取引明細表（平成6年9月29日から8年12月31日まで）によると、平成6年11月から8年12月までの期間について、毎月保険料が引き落とされていることが確認できるものの、当該口座からの引落金額は一人分の保険料に相当する額である。一方、毎月の引落日は申立人の妻の納付日と一致するほか、妻名義の銀行口座の預金取引明細表（平成6年6月1日から11年12月31日まで）には国民年金保険料に相当する引き落とし記録は見当たらない上、申立人の8年1月から9年3月までの期間（申立期間③を除く。）に係る保険料は10年2月から同年10月にかけて過年度納付されていることから、当該口座からの引落金額は、申立人の妻の保険料であると考えるのが自然である。

加えて、申立期間②及び③について、申立人から提出された平成元年分から13年分までの確定申告書控えには、毎年1年分の国民年金の現年度保険料に相当する社会保険料控除額が記載されているが、上記のとおり、申立人の8年1月から9年3月までの期間（申立期間③を除く。）に係る保険料は10年2月から同年10月にかけて過年度納付されていることから、当該確定申告書控えに記載された控除額は、必ずしも実際の納付状況を反映したものとは言えない状況がうかがわれる。

その上、申立期間③については、社会保険庁の記録によると、申立人に対して平成10年9月28日に国民年金保険料の過年度納付に係る納付書が発行されていることが確認できるが、当該納付書の発行時点では、申立期間③は時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間③直後の保険料は当該納付書が発行された直後の10年10月2日に過年度納付されていること等を勘案すると、申立期間③については、時効により過年度納付することができなかったものと考えられる。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 690

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 4 月 1 日までの期間

私は、申立期間にA社（現在は、B社及びC社）で正社員として勤務していた。私が厚生年金保険に加入している話を当時の社長から聞いており、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の供述により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社及びC社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、「申立人はアルバイトであったと思う。アルバイトならば厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」との供述があった上、申立人と同じ職種でアルバイトであった同僚は、同社における厚生年金保険の加入記録が無いことから、同社においては必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和 52 年 4 月 1 日資格取得）から*番（昭和 60 年 7 月 1 日資格取得）までを調査したが、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間について申立人の雇用保険の加入記録は無い上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 691

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで
② 昭和 46 年から 47 年までの期間のうちの約 1 年間
③ 昭和 47 年から 50 年までの期間のうちの約 2 年間

申立期間当時の給与明細書等の資料は無いが、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社において正社員として働いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「当社が保管している社員名簿には、申立人の氏名が無く、当社で雇用はしていない。」との回答があった。

また、申立期間①にA社に在籍していた3人の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、このうち1人は申立人を覚えているが、申立人が勤務していた時期等については記憶していない上、ほかの2人についても申立人のことは記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和 41 年 7 月 22 日資格取得）から*番（昭和 42 年 11 月 4 日資格取得）までを調査したが、申立人の被保険者原票は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、B社の事業主等は不明であり、申立人は同僚の氏名を記憶していたものの、連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

申立期間③について、社会保険事務所の記録によると、C社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、C社の事業主等は不明であり、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立期間について申立人の雇用保険の加入記録は無い上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 692

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月ごろから18年8月ごろまで

申立期間における厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、加入記録が見当たらない旨の回答を得た。私は昭和15年6月ごろA社に入社し、3か月間は見習工としてヤスリ、タガネの使い方の特訓を受け、仕上工として働き、18年8月ごろ退職した。健康保険があったことは、同年6月ごろに病気になったので記憶に残っている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、戦災等により関連資料が焼失したため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間当時健康保険の被保険者であったとしているため、申立人の申立期間に係る健康保険の加入状況についてA健康保険組合に照会したところ、戦災等により関連資料が焼失したため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時の上司を記憶しているものの、名字しか覚えていないため、社会保険庁が保管するA社に係る記録からは特定できない上、同社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを覚えておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者資格取得届について、昭和17年6月1日から18年9月まで調査したが、厚生年

金保険被保険者の資格を取得した者の中に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間④における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年から 36 年ごろまで
② 昭和 36 年 1 月から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 8 月から同年 10 月ごろまで
④ 昭和 48 年 11 月 2 日から 58 年 10 月 26 日まで

申立期間①については、問屋であるA社に住込みで勤務し、配達業務を行っていた。1年間ぐらい働いたと思う。申立期間②については、職業安定所の紹介によりB社に住み込みで勤務し、車で運搬をしていた。申立期間③については、B社を辞めた後しばらくしてから、C社で2、3か月ほど製品の運搬業務を行っていた。申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。申立期間④は、D社で代表取締役をしていたが、設立当時の報酬月額からして年金記録の標準報酬月額が少ないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は他界しており、閉鎖登記簿謄本により判明した当時の役員等関係者の所在も判明しないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間①当時の同僚の氏名を覚えていないため、申立期間①にA社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したも

の、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和28年4月13日資格取得）から*番（昭和36年11月21日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、同僚の供述から、申立人がB社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、当該同僚は申立人の勤務期間までは記憶していない上、申立期間当時に当該事業所で勤務していた複数の同僚に照会したところ、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等を得ることはできなかった。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本により判明した元代表者に申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用について照会したところ、当時の資料は残っておらず不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和33年11月1日資格取得）から*番（昭和36年10月7日資格取得。申立人は*番）までを調査したが、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

申立期間③について、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本により判明した事業主に申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用について照会したところ、申立期間当時の事業主は他界しており、資料も残っておらず不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間③当時の同僚の氏名を覚えていないため、申立期間③にC社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和36年6月19日資格取得）から*番（昭和37年1月19日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間④について、D社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間④当時同社の代表取締役であったことが確認でき、申立人は当時の報酬額か

らみると、申立期間④における標準報酬月額は低いと主張している。

しかし、申立人に係る社会保険庁の標準報酬月額の記録を見ると、昭和 50 年 11 月 1 日、51 年 8 月 1 日、54 年 10 月 1 日及び 55 年 10 月 1 日の標準報酬月額は当時の最高等級となっている。

このほかに、申立人に確認しても、申立期間④における報酬月額及び保険料控除額が確認できる給与明細書等の関連資料は無いとしている上、申立人は同事業所の決算は会計事務所で行ったと供述しているため、会計事務所に照会したところ、「D社の決算書類は、保存年限を過ぎて上、事務所の改装の際に古い書類は廃棄したため、保存していない。」旨の回答があり、申立期間④における報酬月額等を確認できる資料を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管しているD社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不合理な点はなく、社会保険庁のオンライン記録とも一致している上、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い上、申立期間④について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間④について、厚生年金保険料の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 694

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から 51 年 9 月 1 日まで

A社で正社員として勤務していたが、社会保険事務所の記録では、申立期間について国民年金の被保険者となっている。国民年金と厚生年金保険に重複して加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に申立期間当時勤務していた同僚の証言書により、申立期間については、申立人は同社に勤務していたとも考えられるが、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和 47 年 7 月 1 日以降はB社（現在は、C社）に勤務していることが確認できる上、A社の元役員や別の同僚は「B社は、A社の測量部門が独立して設立された。」と供述している。

また、A社は平成 18 年 6 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本で判明した申立期間当時の複数の役員に照会したところ、当時の資料は無く、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができなかった上、申立期間に同社において社会保険の事務を担当していた同僚からは、「毎年社会保険事務所に届け出る書類には申立人の名前は無かったと思う。」との回答があったほか、別の同僚は、「申立人は正社員ではなく、日雇いで、実家が農業でその合間に仕事をしていたと思う。社員行事にも出ていなかった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所になった年月日は、昭和 50 年 5 月 27 日であり、申立期間のうち同年 5 月 26 日以前については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していな

かったことが確認できる上、C社に、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険の控除の状況について照会したが、申立人に関する資料は確認できないため不明であると回答があり、これらを確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票について、資格取得日順に*番（昭和50年5月27日取得）から*番（昭和52年2月1日取得）まで調査したが、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の原票は確認できない。

その上、申立人は、申立期間において国民年金に加入している上、申立期間の一部について国民年金保険料を前納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 695

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 1 日から平成 3 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 61 年 2 月 1 日から平成 11 年 12 月 16 日までA社及び同事業所が名称変更したB社で働いていた。申立期間はA社に在籍し、同事業所の請負先の事業所で働いていた。給与から厚生年金保険料が控除されていた覚えがあるのに、申立期間に同事業所の厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は平成 17 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本により判明した当時の役員に申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会したところ、申立人は申立期間に同事業所に在籍していなかった旨の回答があった上、当時、同事業所の社会保険手続を行っていた社会保険労務士からも申立人は申立期間に同事業所に在籍していなかった旨の回答があった。

また、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、いずれも当時の記憶は不明確であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録によると、B社として昭和 61 年 2 月 1 日資格取得、62 年 2 月 28 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入しており、国民年金保険料の申請免除期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 696 (事案 301 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月から 33 年 8 月 15 日ごろまで
② 昭和 33 年 10 月 1 日から 37 年 6 月ごろまで
③ 昭和 37 年 12 月から 43 年 3 月ごろまで
④ 昭和 43 年 7 月から 45 年 12 月ごろまで
⑤ 昭和 46 年 4 月から 47 年 1 月ごろまで
⑥ 昭和 48 年 12 月 1 日から 55 年 3 月ごろまで
⑦ 平成 12 年 6 月から 14 年 7 月ごろまで

前回、申立期間②のうち昭和 35 年 4 月までの期間 (A 社)、④ (B 社) 及び⑦ (C 社) について申立てを行ったところ、年金記録の訂正はできない旨の通知を受けた。

A 社については、当時の同僚や、申立期間②に加え、申立期間①についても勤務していたことを思い出した。また、申立期間③については D 市にあった E 社で、申立期間⑤については F 社で、申立期間⑥については G 社で勤務しており、申立期間⑦についても、当時の同僚を思い出した。

今回、A 社について、申立期間②に①を追加して再申立てするとともに、④及び⑦について再申立てをするほか、申立期間③、⑤及び⑥について、新たに申立てをする。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和 35 年 4 月までの期間、④及び⑦に係る申立てについて、i) 申立期間②のうち 35 年 4 月までの期間については、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が無く、健康保険整理番号に欠番も無いこと、同社への照会結果において

も申立人の勤務実態等に係る関連資料や供述を得ることができなかつたこと、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険を加入させていたとは言えない状況がうかがえること等を理由として、ii) 申立期間④については、申立人が43年7月から45年12月までB社で勤務していたことは確認できるが、社会保険事務所が保管している同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が無く、健康保険整理番号に欠番も無いこと、申立人は同事業所で勤務する前から国民年金に加入し、申立期間④は申請免除期間となっている上、同事業所への照会結果、従業員の中には、厚生年金保険の保険料が高いのを嫌がるため、希望により厚生年金保険に加入させていない者がいた旨の回答があつたこと等を理由として、iii) 申立期間⑦については、申立人が申立期間⑦にC社で勤務していたことは確認できるが、当時の同僚への照会結果、申立人は雇用保険のみ加入し、厚生年金保険には加入していなかつた旨の供述があつた上、申立人が所持している平成13年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、雇用保険料とほぼ一致していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年2月5日付けの年金記録の訂正が必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間②のA社については、当時の同僚や申立期間①にも勤務していたことを思い出したため、申立期間⑦のC社についても当時の同僚を思い出したため、申立期間④のB社については新たな資料等はないが、事実関係を再確認してほしいと主張している。このため、再度、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、前回同様、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答であつたが、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が記憶している同僚の氏名があることから、期間は特定できないものの申立人が同社で勤務していたことは推認できる。しかしながら、申立期間①及び②に同社に在籍していた5人の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、いずれも申立人を覚えていないと回答している上、5人全員が、入社当初の2年間から7年間ぐらいの間は臨時工で、その間は厚生年金保険に加入していなかつた旨供述していることから、同社においては、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる上、申立期間①及び②について、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票に申立人の氏名及び被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立期間④については、再度、B社に照会しても、新たな事実は確認できなかつた上、同事業所に当時在籍していた前回とは別の同僚に照会しても、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できなかつたほか、申立期間⑦については、申立人が記憶している当時の同僚二人は、

社会保険庁においてC社の厚生年金保険被保険者としての記録が無い上、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることができなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①、②、④及び⑦について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、社会保険事務所の記録によると、E社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、法務局に照会したところ、同事業所については法人登記の記録（法人登記簿）は見当たらないとの回答であった。

また、申立人がE社の同僚として挙げた者に照会したところ、「私は、E社では勤めていませんが、申立人は知っている。E社は、私の弟が個人で経営しており、厚生年金保険には加入していなかった。弟は既に他界しており、当時の資料も残っていない。」と供述しており、申立てに係る事実を確認できなかった。

さらに、D市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間③の大半及びその後の期間(昭和 39 年 4 月から 46 年 12 月まで)は国民年金の申請免除期間となっている。

申立期間⑤について、社会保険事務所の記録によると、F社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、法務局に照会したところ、同事業所については法人登記の記録（法人登記簿）は見当たらないとの回答であった。

また、申立人は申立期間⑤当時の同僚及び事業主の氏名を覚えていないため、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、D市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間⑤及びその前の期間(昭和 39 年 4 月から 46 年 12 月まで)は国民年金の申請免除期間となっている。

申立期間⑥については、同僚の供述から、申立人がG社に勤務していたことは推認できる。

しかし、G社は、昭和 57 年 9 月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本で判明した当時の役員等関係者の所在も判明しないため、申立人の申立期間⑥に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶する同僚の一人に照会したところ「申立人は、私が退職した昭和 49 年 1 月より 1 か月ほど早く退職した。」と供述している。

さらに、D市が保管している申立人の国民年金保険被保険者名簿によると、申立期間⑥の一部（昭和 52 年 10 月から同年 12 月まで）は国民年金に加入し、

国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立期間③、⑤及び⑥について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 697

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 1 日から 43 年 1 月 21 日まで
② 昭和 44 年 4 月 9 日から 48 年 7 月 1 日まで

申立期間については、私はA社に勤務し、全国の工事現場を回り、電話ケーブル布設に従事していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における元役員の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 49 年 11 月 1 日であり、申立期間①及び②については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が記憶しているA社の申立期間当時の上司や同僚は、既に他界している、又は連絡先不明のため、申立ての事実に係る供述等を得ることはできなかつた上、社会保険事務所が保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿における被保険者の資格取得日は、当該上司や同僚を含めすべて昭和 49 年 11 月 1 日以降となっており、申立人の氏名も無い。

さらに、A社は既に商業登記簿謄本に記載されている住所地には存在せず、当該謄本から判明した同社の元役員に、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料は何も残っていないため不明との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 1 月 31 日から 39 年 5 月 1 日まで
② 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 11 月から A 社で^{とび}職人として働いていた。現場を転々と異動し仕事の合間ができた時は失業保険をもらっていた。当時は班長制度があり私は真ん中ぐらいの身分で世話役ではなかった。A 社と一緒に働いていた上司が B 社を起業したので当該事業所で働くこととなった。厚生年金保険の加入記録に空白期間があるのは納得がいかないの、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社から提出された厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人と名の漢字は異なるが読み方が同一で生年月日のうち年のみが異なる者の資格取得日が昭和 28 年 11 月 1 日、資格喪失日が 29 年 1 月 31 日、申立人の資格取得日が 39 年 5 月 1 日、資格喪失日が 42 年 4 月 1 日となっていることが確認できる。これは、既に社会保険事務所で記録訂正された 28 年 11 月 1 日から 29 年 1 月 31 日までの期間を含め、社会保険事務所の記録と一致している。

また、申立人は、申立期間①に A 社において世話役以上ではなかったとしているところ、A 社から「申立期間当時、土木建設現場従事者は、班長、準班長、世話役、棒芯、一般作業員に区分して、世話役以上の者のみ厚生年金保険には加入させていた。」との回答があった。

さらに、申立期間①に A 社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

申立期間②について、B社の元代表取締役の供述により、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は平成10年1月27日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本により判明した元代表取締役に申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「日雇い労働者は、健康保険の加入のみで厚生年金保険には加入させていなかった。申立人が入社した際、厚生年金保険被保険者証を持ってこなかったと思う。」との回答があった。

また、申立期間②にB社に在籍していた複数の同僚に照会を試みたものの、既に他界している又は連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間②について申立人の雇用保険の加入記録は無い上、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。